

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト  
資格認定試験実施規程

(総則)

**第1条** この規程は、食品関連企業の就業者に対する専門フードスペシャリスト資格認定試験の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 食品関連企業とは、消費者に対し多種多様な食を提供するための産業を構成している事業体をいう。

(試験の種類)

**第3条** 食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験（以下「就業者向け試験」という。）は、次の資格区分ごとに行う。

- 一. 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格。
- 二. 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格。

(受験資格)

**第4条** 就業者向け試験の受験資格を有するのは、食品関連企業に在籍し、食品関連企業において以下のいずれかの職種に同等する業務を行っている者とする。

- 一. 製造・調理・加工
- 二. 営業
- 三. 販売
- 四. マーケティング
- 五. バイヤー
- 六. 営業計画
- 七. 販売企画
- 八. 研究・開発
- 九. 生産管理
- 十. 品質管理
- 十一. 設備管理
- 十二. 店舗開発
- 一三. ホール担当

十四. 物流

十五. 広報

2. 上記業務にかかる勤務年数（累計）については、以下とする。

- |              |      |
|--------------|------|
| 一. 大学卒業者     | 2年以上 |
| 二. 短期大学卒業者   | 4年以上 |
| 三. 高等専門学校卒業者 | 4年以上 |
| 四. その他       | 5年以上 |

3. 受験資格の認定は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）の専門委員会が行う。

（試験の実施）

**第5条** 就業者向け試験の受験を希望する者は、協会事務局に受験申請を行う。

2. 試験の実施日は、学生向け試験と同日とする。

3. 試験の実施場所は、受験申請書に受験希望地を明記し、協会事務局が斡旋する教育機関で受験することを基本とするが、適切な受験教育機関が見出せない場合は、協会事務局が確保する。

4. 企業向け試験を実施する機関には、その受験者数に応じ一定額を支払う。

5. 就業者向け試験の実施要領は、別に定める。

（合否の判定）

**第6条** 認定試験の合否は、得点結果に従って、協会の専門委員会で判定する。

（規程の変更）

**第7条** この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、平成30年6月7日から施行する。